

商 品 名 < 愛 称 >	決済用普通預金（無利息型）
------------------	---------------

販 売 対 象	・法人 ・個人
期 間	・特に期間の定めはありません。
預 入 れ (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入できます。 ・1円以上 ・1円単位
払 戻 方 法	・随時払戻しできます。
利 息	・無利息
税 金	—
手 数 料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料が必要になる場合があります。 ※ 詳しくは「主な手数料一覧」をご覧ください。
付 加 可 能 特 約 事 項	・個人の方は、「総合口座」による当座貸越ができます。 ・貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率です。 ・「総合口座」で貸越利息が発生した場合は、年2回（3月、9月）の当金庫所定の日にお支払いいただきます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	—
金 利 情 報 の 入 手 方 法	—
預 金 保 険 制 度	・預金保険制度により全額保護されます。 ・詳しくは店頭へ預金保険制度についてのパンフレットをご用意しておりますので、窓口までお申し出ください。
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部（9時～17時、電話：0248-75-3362）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、経営企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ・ この預金は規定により、当金庫に預金保険法に定める保険事故が発生した場合、お客さまからのお申し出により当金庫に対する借入金等の債務と相殺することができます。 ・ 詳しくは、窓口までお尋ねください。

平成 28 年 3 月 1 日 現在